

**宮城県議会議会改革推進会議  
報告書**

**令和5年9月**

**宮城県議会議会改革推進会議**

## 目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の検討項目及び検討経過	1
3	検討結果	2
4	終わりに	3
	〔別紙1〕 宮城県議会委員会条例改正後全文案	4
	〔別紙2〕 オンラインによる委員会への出席に係る運営要綱案	10
	〔別紙3〕 オンラインによる委員会等への出席に係る 取扱いについて	14

### 資料編

〔資料1〕 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	20
(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	22
〔資料2〕 宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	24
〔資料3〕 議会改革推進会議の検討経過	25
〔資料4〕 各会派から提案された検討項目一覧	26
〔資料5〕 オンラインによる委員会等への出席に係る 都道府県議会アンケート結果	27
〔資料6〕 オンライン方式による委員会等の開催に向けた 条例・運営要綱等の整備について (各会派の意見)	29

## 1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

## 2 今期の推進会議の検討項目及び検討経過

今期の推進会議は、令和5年1月19日に委員指名後初めての会議が招集されてから、同年8月21日までの期間中、合計8回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

### （1）検討項目

各会派からの提案を基に委員間で討議した結果、「オンラインによる委員会等への出席に係る要件と運営」について検討することとし、具体的には、開催に向けた課題の整理と条例や運営要綱等の整備について議論することとなった。〔資料4〕

### （2）検討経過

#### ① 国や各都道府県の動向調査

新型コロナウイルス感染症対策等を契機として、委員会へのオンラインによる出席（以下「オンライン出席」という。）については、各団体において判断されるものであるとの総務省自治行政局行政課長からの技術的助言があったことから、各都道府県に対して条例改正等に係るアンケート調査を行った。〔資料5〕

#### ② オンラインによる模擬委員会の実施

委員会へのオンライン出席のイメージを掴み、議論を深めるため、委員会室とオンライン先に見立てた別室とをウェブ会議システムで結び、オンラインによる模擬委員会を実施した。

### ③ 各会派へのアンケート調査

国や各都道府県の状況や、模擬委員会へのオンライン出席の体験を踏まえ、本県議会として、オンライン出席を認める事由や、対象とする委員会等の範囲、出席者の範囲等について、各会派にアンケート調査を行った。〔資料6〕

### ④ 条例改正案・運営要綱案の検討

各会派アンケート調査結果を踏まえて委員間討議を行い、オンライン出席を認める事由や、対象とする委員会等の範囲、出席者の範囲等がまとまったことから、宮城県議会委員会条例改正案及びオンラインによる委員会出席に係る運営要綱案等について検討を行った。

## 3 検討結果

委員会等へのオンライン出席に向けた条例及び運営要綱等の整備について、委員間討議を重ね、各会派間で合意に至った事項を以下のとおり取りまとめた。

### (1) オンライン出席を認める事由

委員会等へのオンライン出席を認める事由としては、以下のとおりの結論で一致した。

- ・ 重大な感染症のまん延の防止
- ・ 大規模な災害の発生
- ・ 育児、介護等のやむを得ない事由

### (2) オンライン出席者の範囲

① 常任委員会や調査特別委員会等、委員数が10人程度の委員会等出席者の範囲は、以下のとおりの結論で一致した。

- ・ 委員（正副委員長を含む。）
- ・ 執行機関の職員
- ・ 参考人

なお、円滑な議事運営の観点から、正副委員長のいずれかは、委員会室等にいることを原則とすること、また、委員長がオンライン出席の場合、現に委員会室等にいる副委員長（委員長が欠席又はオンライン出席で、副委員長がオンライン出席の場合は、職務代行者）が、委員長の職

務を行うことができるべきとの結論で一致した。

② 全議員が一堂に出席する委員会等

機材整備等の関係から、当面の間、オンライン開催の対象外とすることとの結論で一致した。

**(3) その他**

オンライン出席の申請、表決の方法及びオンライン出席におけるセキュリティ対策等について、留意事項を確認した。

以上を踏まえ、「宮城県議会委員会条例（昭和50年宮城県条例第21号）」を別紙1（4ページ）のとおり改正し、「オンラインによる委員会への出席に係る運営要綱」を別紙2（10ページ）のとおり制定し、具体的な基準やセキュリティ対策等については別紙3（14ページ）のとおりとするとの結論で一致した。

## 4 終わりに

今期の推進会議では、委員会等へのオンライン出席に係る要件と運営について討議し、さらに、条例及び運営要綱等の整備についても検討を行った。

東日本大震災を経験した本県議会としては、大規模災害時などの緊急時においても委員会等を適時開催できるようにすることについての必要性を強く認識していたところであり、今回、重大な感染症のまん延の防止や大規模な災害の発生により委員会室への参集が困難な委員について、委員会等へのオンライン出席を可能とすることで、委員会審議等を確実に実施することが期待できる。

また、委員会等へのオンライン出席を認める事由に、「育児、介護等のやむを得ない事由」を規定することにより、従来は欠席せざるを得ない場合でも、オンライン出席の可能性を高めることで、委員会審議等への参加の機会を確保することができる。

今期の推進会議の検討項目については、一定の方向性を示すことができたが、宮城県議会基本条例の理念等を踏まえながら、今後も不断の議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、報告書の結びとする。

宮城県議会委員会条例  
(昭和五十年宮城県条例第二十一号) 改正後全文(案)  
※下線部は、改正箇所

宮城県議会委員会条例(昭和二十六年宮城県条例第二十四号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第一条 県議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の数及び所管)

第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。

一 総務企画委員会

総務部、復興・危機管理部、企画部及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

二 環境福祉委員会

環境生活部及び保健福祉部の分掌に属する事項

三 経済商工観光委員会

経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項

四 農林水産委員会

農政部及び水産林政部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

五 建設企業委員会

土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属する事項

六 文教警察委員会

教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

2 前項の各常任委員会の委員の数は、十人以内とする。

3 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、選任の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 常任委員の選任は、任期満了の日に行うことができることとし、この場合における前任者の任期は、前項本文の規定にかかわらず、後任者が選任される時までとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会)

第三条の二 県議会に議会運営委員会を置く。

- 2 前項の議会運営委員会の委員の数は、十二人とする。
- 3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

(資格審査特別委員会)

第四条 議員の被選挙権の有無又は議員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて決定の要求書が提出されたときは、資格審査特別委員会が設けられたものとする。

- 2 前項の委員会の委員の数は、十人とする。

(懲罰特別委員会)

第五条 議長が議員を懲罰特別委員会に付する宣告をしたとき又は懲罰の動議が可決されたときは、懲罰特別委員会が設けられたものとする。

- 2 前項の委員会の委員の数は、十人とする。

(特別委員会)

第六条 前二条以外の特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要があるとき、議会の議決によりこれを設ける。

- 2 前項の特別委員会の委員の数は、議会の議決で定める。

(特別委員の任期)

第六条の二 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第七条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

- 2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 3 第一項の指名は、各会派の所属議員数に比例して行われなければならない。

(常任委員の所属変更等)

第八条 常任委員の任期中、会派の所属議員数の異動その他の理由によつて、前条第三項の規定による常任委員会の会派別委員数を変更する必要があるときは、これを改訂する。

- 2 議長は、前項の規定によつて常任委員会の会派別委員数の改訂があつたときは、会議に諮つて常任委員の委員会の所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に付して当該委員の委員会の所属を変更するこ

とができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前二項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定により、所属を変更された常任委員の任期については、第三条第三項の規定を準用する。

(委員長及び副委員長)

第九条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第十条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第十一条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第十二条 委員長及び副委員長は、委員会の許可を得なければ辞任することができない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十三条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会開催の特例)

第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生又は育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会を開催することができる。



2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第十五条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十七条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、前項、次条第一項及び第二十八条第一項の出席委員とする。

(表決)

第十六条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十七条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第十八条 委員会は、公開する。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、委員会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

4 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第一項の規定により開催するオンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

第十九条 削除

(資料提出及び出席説明の要求)

第二十条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、知事、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者(以下「説明者」という。)に対し、必要な書類、資料の提出及び説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 第十四条の二の規定は、説明者について準用する。この場合において、同条第一項中「委員が」とあるのは「説明者が」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「説明者は」と読み替えるものとする。

(公聴会開催の手続)

第二十一条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十三条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十五条 委員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、委員に対し、質疑することができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十七条 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 第十四条の二及び前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生又は育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「参考人は」と読み替えるものとする。

(記録)

第二十八条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

- 2 前項の記録には、委員長及び二人以上の委員がこれに署名しなければならない。
- 3 第一項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則～附 則 (略)

附 則 (令和五年条例第●●号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「出席したとき」の下に「(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により出席したときを除く。)」を加える。

## オンラインによる委員会への出席に係る運営要綱案

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県議会委員会条例(昭和50年宮城県条例第21号。以下「条例」という。)第14条の2の規定によるオンラインによる委員会の運営(条例第20条及び第27条において準用する場合を含む。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第2条 オンラインにより委員会に出席する委員(以下「オンライン出席委員」という。)は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
  - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の1時間前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- 3 オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンラインによる出席の申請)

第3条 条例第14条の2第2項の規定により、オンラインにより委員会に出席を希望する委員は、原則として、委員会開会日の前日(宮城県の休日定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する宮城県の休日を除く。)午後1時までに、オンライン出席申請書(別紙様式)を委員長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとし、当該委員会に参集する所属委員に対し、オンラインによる委員会の開催について速やかに連絡するものとする。

(委員長、副委員長のオンライン出席の取扱い)

第4条 委員長及び副委員長は、オンラインにより委員会に出席することができる。

- 2 前項の場合において、円滑な議事運営を確保する観点から、委員長又は副委員長は、現に委員会室にいることを要する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 3 委員長がオンラインにより委員会に出席する場合は、委員長の判断により条例第11

条第1項の規定に基づき現に委員会室にいる副委員長が委員長の職務を行うことができる。この場合において、当該委員長は委員として委員会に出席するものとする。

4 委員長がオンラインにより委員会に出席し、かつ、副委員長が委員会を欠席又はオンラインにより委員会に出席する場合は、委員長の判断により条例第11条第2項の規定に基づき現に委員会室にいる職務代行者（条例第11条第2項の規定により委員長があらかじめ指定する委員をいう。以下同じ。）が委員長の職務を行うことができる。この場合において、当該委員長及び副委員長（欠席の場合を除く。）は、委員として委員会に出席するものとする。

5 委員長が委員会を欠席し、かつ、副委員長がオンラインにより委員会に出席する場合は、副委員長の判断により条例第11条第2項の規定に基づき現に委員会室にいる職務代行者が委員長の職務を行うことができる。この場合において、当該副委員長は委員として委員会に出席するものとする。

（オンライン出席委員）

第5条 委員長（副委員長又は職務代行者が委員長の職務を行う場合を含む。第6条及び第9条において同じ。）は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像及び音声を確認できる場合に限り、条例第15条第2項に規定する出席委員と認めるものとする。

（表決の方法等）

第6条 委員長は、挙手又は起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により確認し、併せて委員会室に出席している委員の可否を確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、簡易表決をとろうとするときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に対し、同時に異議の有無を諮るものとする。

3 前2項の場合において、委員長が表決の宣告をしたときに前条の状態が確認できない委員は、表決に加わることができない。

（説明者のオンライン出席に関する取扱い）

第7条 オンラインにより委員会に出席しようとする説明者は、委員長に申し出なければならない。

2 委員長は、前項の申出があったときは、所属委員に対し、オンラインによる委員会の開催について速やかに連絡しなければならない。

（参考人のオンライン出席に関する取扱い）

第8条 オンラインにより委員会に出席しようとする参考人は、委員長に申し出なければならない。

2 委員長は、前項の申出があったときは、所属委員に対し、オンラインによる委員会の開催について速やかに連絡しなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第9条 委員長は、条例第10条に規定する秩序の保持のため、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別紙様式

## オンライン出席申請書

年 月 日

委員長 殿

委員名 \_\_\_\_\_

オンラインによる委員会への出席に係る運営要綱第3条の規定により、委員会にオンラインにより出席することの許可を求めます。

- 1 開会日  
年 月 日
- 2 委員会名
- 3 理由
- 4 メールアドレス

※ 電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参いずれかの方法で提出すること。

## オンラインによる委員会等への出席に係る取扱いについて

オンラインによる委員会等への出席（以下「オンライン出席」という。）に係る取扱いについては、下記を参考とする。

## 記

- 1 議員全員協議会、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括質疑等の大会議室において開催される委員会等については、機材整備等の関係から、当面の間、オンライン出席の対象外とする。
- 2 常任委員会や調査特別委員会等、議員数10人程度の委員会等におけるオンライン出席を認める要件は、以下を基準として、委員長が判断する。
  - (1) 「重大な感染症のまん延の防止」
    - ・ 本人が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上に規定する感染症に罹患し、感染症法上の入院勧告若しくは就業制限を受けているとき又は医師等から外出自粛を推奨されているとき<sup>※1</sup>。
    - ・ 感染症法第44条の3第1項の規定による行動制限を受けているとき。
    - ・ その他、保健所等からの行動制限の要請を受けているとき。
  - (2) 「大規模な災害の発生」
    - ・ 宮城県災害対策本部が設置される災害が発生したとき。
  - (3) 「育児、介護等のやむを得ない事由」
    - ・ 育児及び介護については、本県職員の育児及び介護に関する休業・休暇に該当するとき。
    - ・ その他、宮城県議会会議規則第2条に規定する欠席の事由に該当する場合で、本人の状況からオンライン出席が可能で、かつ、本人がオンライン出席を希望する場合
- 3 オンラインにより委員会等へ出席する委員は、下記の対策を講じるものとする。
  - (1) オンライン出席に必要な情報（会議URL等）を他者に知られないようにすること。

例：URLが記載されたメールを他者に転送する。  
URLが記載されているメールの画面の写真をSNSにアップする。 等
  - (2) オンライン出席する際に端末機器に表示された委員会に関する画面を他者に閲覧されないようにすること（開会前や休憩中を含む）。また、URLを



含むオンラインによる委員会に関する情報（画面）を他者が見ることができない環境とすること。

例：パソコンの画面を覗き、オンラインによる委員会の情報を閲覧する。

オンラインによる委員会の情報が表示されたパソコンの画面を撮影する。等

- (3) オンライン出席する際は、委員自身が使用管理し、セキュリティ対策がされている端末機器を利用することとし、OS、ウイルス対策ソフトウェア、ウェブブラウザ及びウェブ会議用アプリのバージョンを常に最新の状態にしておくこと。

#### ※1 「医師等から外出自粛を推奨されているとき」について

感染症法上の外出自粛は求められていないが、他人に感染させるリスクが高い期間として、一般に外出自粛が推奨されているとき等を想定。

##### 【例】

##### ・ 新型コロナウイルス感染症

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨。(出典：宮城県ホームページ)

##### ・ インフルエンザ

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれている。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要がある。(出典：厚生労働省ホームページ)

【参考】

感染症法上に規定する感染症

令和5年7月21日時点

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘 <sup>とう</sup> そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性 <sup>きゅうせい</sup> 灰白髄炎 <sup>はいはくずいえん</sup> （ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽 <sup>そ</sup> 、鳥インフルエンザ（二類の鳥インフルエンザを除く。）など
五類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群（エイズ）、性器クラミジア感染症、梅毒 <sup>ま</sup> 、麻しん（はしか）、新型コロナウイルス感染症など
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザなど
新感染症	人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症
指定感染症	既知の感染症の中で、一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症（延長含め最長2年）

この表は、法改正により内容変更されることがある。

## 宮城県災害対策本部要綱（抜粋）

令和5年7月21日時点

### （設置及び廃止）

第2条 本部は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動的に設置する。

- （1）県内で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたとき。
- （2）次に掲げる特別警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く）が県内に発表されたとき。

- イ 暴風特別警報
- ロ 暴風雪特別警報
- ハ 大雨特別警報
- ニ 大雪特別警報
- ホ 火山現象特別警報（噴火警報（居住地域））
- ヘ 津波特別警報（大津波警報）
- ト 高潮特別警報
- チ 波浪特別警報

- （3）市町村が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第3項に基づく緊急安全確保を発令したとき

2 本部の部長又は地方支部の支部及び地域部の長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたときは、知事に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。

本県職員の育児及び介護に関する休業・休暇  
(育児休業、子の看護休暇、介護休暇)

令和5年7月21日時点

1 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。育児休業により勤務しない期間は無給。期末手当及び勤勉手当については、勤務した期間に応じて支給。

2 子の看護休暇

中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は病気のため看護を必要とする場合、一暦年5日（その中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間取得可能。

3 介護休暇

職員が配偶者・父母・子・配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する6月の範囲内で介護休暇が与えられる。介護休暇により勤務しない期間は無給。

## 宮城県議会会議規則（抜粋）

令和5年7月21日時点

### （欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

## ■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。





	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
				R1. 12～ R4. 11 〈全会派 15人〉  R4. 12～ 〈全会派※ 14人〉 ※1人会派は併せて 1会派とカウント		○H29. 12～H30. 11 ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討 ○H30. 12～R1. 9 ・常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方の検討 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ○R1. 12～R2. 11 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ・投票率の向上に向けた取組の検討 ・議事録のあり方の検討 ○R2. 12～R3. 11 ・議会改革の検証 ○R3. 12～R4. 11 ・議会庁舎のバリアフリー化の推進 ・特別委員会の在り方

## ■ 宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議		藤 倉 知 格
	◎	畠 山 和 純
		外 崎 浩 子
		高 橋 啓
		高 橋 宗 也
		伊 藤 吉 浩
		佐 藤 剛 太
みやぎ県民の声		ゆ さ みゆき
		境 恒 春
日本共産党宮城県会議員団		大 内 真 理
公明党県議団		横 山 のぼる
社民フォーラム県議団	○	岸 田 清 実
無所属の会		渡 辺 忠 悦
21世紀クラブ		吉 川 寛 康

(◎は委員長、○は副委員長)

## ■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和5年 1月19日(木)	<b>議会改革推進会議（1回目）</b> ○正副委員長の互選（畠山和純委員長、岸田清実副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
2月24日(金)	<b>議会改革推進会議（2回目）</b> ○議会改革推進会議における検討項目について
4月21日(金)	<b>議会改革推進会議（3回目）</b> ○オンラインによる委員会等への出席に係る要件と運営について
5月17日(水)	<b>議会改革推進会議（4回目）</b> ○模擬オンライン委員会の開催について
6月14日(水)	<b>議会改革推進会議（5回目）</b> ○オンラインによる委員会等への出席に係る要件と運営について
6月30日(金)	<b>議会改革推進会議（6回目）</b> ○オンラインによる委員会等への出席に係る要件と運営について
7月21日(金)	<b>議会改革推進会議（7回目）</b> ○報告書骨子案（正副委員長案）について
8月21日(月)	<b>議会改革推進会議（8回目）</b> ○報告書案について
9月5日(火)	<b>議会改革推進会議報告書提出</b> ○正副委員長から正副議長に報告

## ■ 各会派から提案された検討項目一覧

検討したい項目	具体的な検討内容	提案会派
委員会におけるオンライン会議に関する条例について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化に向けたメリット、デメリットの検討</li> <li>・条例、規則等、法令の検討</li> <li>・ITリテラシー等の調整</li> </ul>	自民
議会文書 殿宛名の変更について	通知文書、郵便宛名を殿から様に変更する。	県民の声
応招旅費の支給について	応招旅費の検証と実費支給にすることについて検討。	共産
オンライン委員会等の開催の検討	ハード（通信環境）・ソフト（要領等の改正）両面でのオンライン委員会の開催検討	公明
インターネット環境を活用した議会運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委員会へのオンライン参加 全国の状況確認と実施のための課題整理</li> <li>②参考人意見聴取へのオンライン活用 同上</li> </ul>	社フォ
オンライン委員会	—	無所属の会

## オンラインによる委員会等への出席に係る都道府県議会アンケート結果

### 1 条例等を改正した都道府県数

29都道府県（令和5年3月22日現在）

いずれも既存の委員会条例等を改正したもの

### 2 オンラインによる出席を認める事由

No.	新型コロナ	感染症 〔新型コロナ に限定せず〕	大規模災害	育児	介護	その他	都道府県数
①	○						1
②	○		○				1
③	○					○	2
④		○				○	1
⑤		○	○			○	19
⑥		○	○	○	○	○	5

#### ※「その他」の規定例

##### ・茨城県

県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合

##### ・三重県

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合

##### ・愛媛県

県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な委員があると認める場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由

### 3 オンラインによる出席者の範囲

#### (1) 常任委員会や調査特別委員会等の委員会等

No.	委員長	副委員長	正副委員長 以外の委員	執行機関	参考人	その他	都道府県数
①			○				7
②		○	○				3
③			○		○		3
④		○	○		○		3
⑤	○	○	○				5
⑥	○	○	○	○			2
⑦	○	○	○		○		2
⑧		○	○	○		○	1
⑨	○	○	○	○	○		1
⑩	検討中						2

(2) 全議員が一堂に出席する委員会等

※本県議会の場合、議員全員協議会、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括質疑

・ 条例等を改正した29都道府県の内訳

No.		都道府県数
①	対象としている	3
②	一部を対象としている	3
③	対象としていない	14
④	全議員が一堂に出席する委員会等がない	7
⑤	検討中	2

・ 「①対象としている」及び「②一部を対象としている」府県における対象者

No.	委員長	副委員長	質疑者	正副委員長、質疑者以外の委員	執行機関	参考人	その他	都道府県数
①			○	○		○		1
②		○	○	○		○		1
③	○	○	○	○				2
④	○	○	○	○		○		1
⑤							○	1

## オンライン方式による委員会等の開催に向けた 条例・運営要綱等の整備について（各会派の意見）

問 1 開催要件の対象をどこまでとするべきか。適当だと思うものすべてに○を付けてください。その他に○を付けた場合は、具体的にお書きください。

	新 型 コ ロ ナ	感染症 〔 新 型 コ ロ ナ に 限 定 せ ず 〕	大規模 災 害	育 児	介 護	その他
自 民	○	○	○			
県民の声		○	○	○ ※相当なや むを得ない 状況の場合	○ ※相当なや むを得ない 状況の場合	
共 産	○	○	○	○	○	
公 明	○	○	○	△	△	
社 フォ		○	○	○	○	
無所属の会		○	○			○
2 1 世 紀		○	○	○	○	○
合 計	3	7	7	5	5	2

その他

・愛媛県方式（「その他やむを得ない事由」という表現）（無所属の会）

### 【参考：他都道府県の状況】

・条例等改正済の 29 都道府県のうち、「育児」及び「介護」を対象とするのは 5 府県（17%）

No.	新 型 コ ロ ナ	感染症 〔 新 型 コ ロ ナ に 限 定 せ ず 〕	大規模 災 害	育 児	介 護	その他	都 道 府 県 数
①	○						1
②	○		○				1
③	○					○	2
④		○				○	1
⑤		○	○			○	19
⑥		○	○	○	○	○	5

問2 全議員が一堂に出席する委員会等(※)についてオンライン方式による開催の対象とするかどうか。適当だと思ふものどちらかに○を付けてください。

※議員全員協議会、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括質疑

	対象とする	対象としない
自民		○
県民の声	○	
共産	○	
公明	○	
社フォ	○	
無所属の会	○	
21世紀		○
合計	5	2

【参考：他都道府県の状況】

- ・ 条例等改正済の29都道府県のうち、「対象としている（一部を対象としている）」とするのは6府県（20%）

No.		都道府県数
①	対象としている	3
②	一部を対象としている	3
③	対象としていない	14
④	全議員が一堂に出席する委員会等がない	7
⑤	検討中	2



問3 オンラインによる出席者の範囲をどこまでとするべきか。適当だと思ふものすべてに○を付けてください。また、特記事項があれば、具体的にお書きください。

(1) 常任委員会や調査特別委員会等、議員数10人前後の委員会等

	委員長	副委員長	正副委員長 以外の委員	執行機関	参考人
自民	○	○	○	○	○
県民の声	○	○	○	○	○
共産		○	○		○
公明			○	△	○
社フォ			○	○	○
無所属の会			○		
21世紀	○	○	○	○	○
<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>6</b>

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長がオンラインの場合、委員会に出席する副委員長又は職務代行者が委員長の職務を担う。(県民の声)</li> <li>・委員長、副委員長のどちらかが対面出席とする。(21世紀)</li> </ul>
---

【参考：他都道府県の状況】

- ・ 条例等改正済の**29都道府県**のうち、  
委員長・副委員長ともオンライン可としているのは**9県(31%)**  
副委員長のみは**17府県(58%)**  
どちらも不可としているのが**10府県(34%)**

	委員長	副委員長	正副委員長 以外の 委員	執行機関	参考人	その他	都道府県 数
①			○				7
②		○	○				3
③			○		○		3
④		○	○		○		3
⑤	○	○	○				5
⑥	○	○	○	○			2
⑦	○	○	○		○		2
⑧		○	○	○		○	1
⑨	○	○	○	○	○		1
⑩	検討中						2

## (2) 全議員が一堂に出席する委員会等

※問2で「対象とする」に○を付けた会派のみお答えください。

	委員長	副委員長	質疑者	正副委員長、質疑者以外の委員	執行機関	参考人
自民	—	—	—	—	—	—
県民の声	○	○	○	○	○	○
共産		○	○	○		○
公明				○		
社フォ			○	○	○	○
無所属の会				○		
21世紀	—	—	—	—	—	—
合計	1	2	3	5	2	3

特記事項

なし

### 問4 その他御意見・御提案があれば、御自由にお書きください。

- ・オンライン導入の当初、初期段階については、習熟するまでサポート体制の充実が必要。(自民)
  - ・優先課題として、感染症や災害時に備えた非常時のオンラインの構築を急ぎ、その後、総合的な法令整備とともに、順次拡大していくなど、段階的な導入も視野に入れた推進体制を検討願いたい。(自民)
  - ・指紋認証、顔認証等、セキュリティの充実とシステムの簡易化を期待。(自民)
  - ・①リアル参加の委員の様子(映像)と声がオンライン参加者に伝わりづらい。(共産)
  - ・②オンライン参加者の様子がリアル参加者に伝わりづらい。(共産)
- カメラとマイクの配置の改善を①、②に基づき求める。(共産)